

様式3-1 全国規制改革要望書

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	規制改革 要望 事項番号	規制改革 要望事項 (事項名)	具体的 規制改革要望内容	具体的 事業の 実施内 容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	要望者連絡先等	その他 (特記 事項)
		1	保育園調理室の必置規制の撤廃	児童福祉施設の最低設置基準第32条中調理室の必置に係る規制の撤廃		<p>基本的に地方行政は、地方のニーズに即して行われるべきものであるが、今後の日本のあり方である「地方分権の流れ」や国の方針となっている「育児の社会化」がそれを名実ともに後押しする形になっていること。</p> <p>この社会潮流の視点からすれば、保育行政は地方が主体的かつ責任を持って行うべきことであると考えられる。</p> <p>また、 保育所に入所を希望する世帯の所得水準は低所得層から全階層へとシフトしてきており、それに応じて保育所に対するニーズがより多種多様なサービスを求めるものへと変化してきている。 という現状を踏まえ、可能な限り規制を撤廃し、地方による選択の幅の大きさが重要になってくると考えられる。したがって、最低設置基準のような保育所の画一的な構成を義務付けるような規制は極力最小限に留められるべきではないかと思われる。</p> <p>さらに、 保育所が待機児童が増加するのに対し、幼稚園が定員に満たない状況が比較的多く見られる状況下において、効率的かつ効果的なサービス提供のあり方として、幼稚園施設の保育所への転用が考えられるが、最低設置基準がその障害となっている。 という現状は、幼稚園と保育所のそれぞれの施設の規制によって保育できない児童を生み出していることには加え、それが双方の施設の本来の目的を果たしているとは理解できかねるものと思われる。 ここにおいて、への対応として最もネックになっているのが幼稚園施設と保育所施設との最も大きな違いのひとつである調理室の存在である。 以上のことを踏まえ、 国が規制すべき事項は、「建築物の耐火基準」など最小限のものに限定すべきであり、画一的な規制をもって調理室の必置を課すのは適切ではないと考えられる。 なお、調理室についての規制を必要とするならば、それは必置規制ではなく、設置する場合における基準であるべきであると考えられる。</p>	児童福祉施設の最低設置基準第32条  平成10年2月18日付「保育所における調理業務の委託について(児発第86号)厚生省児童家庭局長通知」	厚生労働省	津島市 津島市役所市長公室まちづくり振興課 主事 下里興史 〒496-8686 愛知県津島市立込町2-21 Tel 0567-24-1111(2334) Fax 0567-24-1791  machi@city.tsushima.aichi.jp 公開可	
		2	首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定	地方自治法第158条の規定により、地方自治体において首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定については条例による制定が必要だが、首長の専決によりこれを行い、議会に対しては報告のみで可としようとするもの		<p>地方自治体の組織編成及びその分掌事務については、公約を以て公選を経て選出された首長がその公約(戦略)を効率的かつ効果的に実施するためになすものであって、非効率で効果のない組織編成及び分掌事務をなすことは考えにくい。</p> <p>また、仮にそうであったとするならば、住民は直接請求権の行使も可能である。 (首長の組織編成及び分掌事務の発案に対する)「議会の修正は長の提案した内容から現行の局部の状態に留まる」という行政実例(S49.01.29)にもあるように議会審議においては、その案に対する事実上の修正や撤回を求める議決を認めていないものと考えられるが、そのことは首長に事実上の組織編成及び分掌事務の決定権を持つものと認めているものと考えられる。</p> <p>前回提案に対する総務省の回答では「行政組織は住民サービスを提供する窓口となるものであり、組織が所管する事務等について議会に諮らなければならないため、議会審議は必要である。」としているが、 にも示したように「建設部で障害者に対する給付」を行うような明らかに客観的に疑義を持たざるを得ない分掌事務を決定することは考えにくく、その上でなお「住民サービス提供窓口」の重要性を問うのであれば、組織編成後の窓口の移管等による住民の混乱が想定できるが、それもまた施行前に十分な周知、または必要であれば住民からの意見聴取をすれば足りるものであると考えられる。</p> <p>なお「議会軽視」という見解は少なからず想定しうるが、パブリックコメントや住民投票などが決して珍しくない現在の地方自治体の状況からすれば、への対応は必ずしも特別なことではなく、「議会軽視」という認識には至らないものと考えられる。</p> <p>以上、地方自治体が議院内閣制ではなく、大統領制かつ直接民主制の要素を多分に抱合した上で成り立っているという前提からすれば、組織編成及び分掌事務の発案権及び決定権は首長が有するものと考えられるため、本規制の撤廃を提案するものである。</p>	地方自治法第158条	総務省	津島市 津島市役所市長公室まちづくり振興課 主事 下里興史 〒496-8686 愛知県津島市立込町2-21 Tel 0567-24-1111(2334) Fax 0567-24-1792  machi@city.tsushima.aichi.jp 公開可	